

「早川町内湯島地区発生土仮置き場」（報告日：R2. 6. 4）及び「早川町内奈良田地区発生土仮置き場（更新）」（報告日：R2. 7. 10）に対する山梨県からの要請と事業者の対応状況

No	山梨県からの要請(要請日：R3. 3. 10)	事業者の対応状況
1	今回計画した環境保全措置を確実に実施すること。	工事の実施にあたっては、「早川町内湯島地区発生土仮置き場における環境保全について」及び「早川町内奈良田地区発生土仮置き場における環境保全について」（以下、2件を「環境保全について」という）に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めております。
2	工事による著しい環境影響が生じた場合は、原因を把握した上で、追加又は新たな環境保全措置を検討し、速やかな改善に努めること。	事後調査及びモニタリングの結果、工事が原因と考えられる環境影響は確認されておりません。引き続き、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めるとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討いたします。
3	工事中の事後調査及びモニタリング等について確実に実施するとともに、その結果を分かりやすく丁寧な内容で公表すること。	「環境保全について」に記載の事後調査及びモニタリングについては確実に実施するとともに、結果については、年度ごとに取りまとめ、山梨県及び関係自治体に報告しているほか、当社ホームページに掲載しております。引き続き丁寧で分かりやすい表現となるように努めます。
4	仮置き場に搬入する発生土は、可能な限り早期に撤去し、適正処理すること。	区分土 ^{※1} の最終的な処理方法については、自社用地内における遮水シート等による封じ込めを基本に考えています。仮置き場に保管している区分土については、搬出の準備ができ次第、速やかに運搬、活用する計画です。 区分土を含まない発生土の最終的な活用方法については、各自治体と調整のうえ、公共事業等にご活用いただくことを基本と考えています。早川町内の仮置き場に保管している区分土を含まない発生土の最終的な置き場については、山梨県が実施する早川芦安連絡道路事業や早川町が実施する西之宮地区災害復旧用資器材置場整備事業等に順次運搬、活用しています。

※1 土壤汚染対策法で定める土壤溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含む発生土又は酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性があると判明した発生土のうち、当面発生土仮置き場（遮水型）^{※2}において管理する発生土。

※2 土壤汚染対策法に準じた遮水シート等による封じ込め構造を採用した発生土仮置き場。